

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	谷川	秀善	(自民)	鴻池	祥肇	(自民)	高嶋	良充	(民主)
理事	木村	仁	(自民)	陣内	孝雄	(自民)	谷	博之	(民主)
理事	野村	哲郎	(自民)	竹山	裕	(自民)	福山	哲郎	(民主)
理事	保坂	三蔵	(自民)	中原	爽	(自民)	藤原	正司	(民主)
理事	佐藤	道夫	(民主)	二之湯	智	(自民)	和田	ひろ子	(民主)
理事	下田	敦子	(民主)	真鍋	賢二	(自民)	渡辺	秀央	(民主)
理事	山下	八洲夫	(民主)	吉田	博美	(自民)	西田	実仁	(公明)
理事	弘友	和夫	(公明)	吉村	剛太郎	(自民)	山口	那津男	(公明)
	大野	つや子	(自民)	足立	信也	(民主)	井上	哲士	(共産)
	荻原	健司	(自民)	黒岩	宇洋	(民主)	又市	征治	(社民)
	加納	時男	(自民)	佐藤	泰介	(民主)	長谷川	憲正	(国民)
	小泉	顕雄	(自民)	島田	智哉子	(民主)			(19. 1. 25 現在)

（1）審議概観

第166回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出1件及び衆議院提出3件の合計5件であり、そのうち、内閣提出1件、衆議院提出3件の合計4件を可決した。

また、本特別委員会に付託された請願1種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第4号）は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定及び物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。委員会においては、地方公共団体に対する必要十分な選挙執行経費の確保、開票事務の経費削減努力を基準額の算定に反映させる必要性、市町村合併によって広域化した地方公共団体の基準額の算定、地方公共団体委託費が減額される中、調整費を増額する理由、点字による選挙公報の発行を推進する必要性、光热水費の政治資金収支報告書における適切な記載と法整備の在り方、光热水費の範囲についての解釈を総務大臣が提示する考えの有無、会計責任者の違反に対する政治団体の代表者の責任、政治資金の透明性向上のため、総務大臣がイニシアチブを取る必要性等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

倫理選挙

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであり、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

政治資金 現行の政治資金規正法では、政治団体が収支報告書を提出するに際し、支出のうち経常経費については事務所費等の項目別に支出総額を記載することになっており、領収書等の写しは必要とされていない。また、政治団体は収支報告書に当該政治団体が有する土地等の資産及び借入金を記載しなければならないとされている。これらの点に関連し、資金管理団体等の収支報告書において、事務所費、光熱水費等に多額の記載が記載されている事例に加え、資金管理団体が多額の不動産を所有している事例があることが明らかになった。

これらの状況を踏まえ、自民党及び公明党所属議員の発議により、資金管理団体の人物費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとする政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）が衆議院に提出され、本院に送付された。参議院では、民主党所属議員の発議により、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等を制限しようとする政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）が提出された。委員会においては、両案（衆第39号及び参第12号）を一括して議題とし、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、与党案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを5万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等について質疑が行われた。政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）は審査未了となった。

（2）委員会経過

○平成19年1月25日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年2月21日（水）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について提出者衆議

院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

○平成19年3月20日(火)(第3回)

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月23日(金)(第4回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 山下八洲夫君(民主)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)
(閣法第11号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

○平成19年6月8日(金)(第5回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第40号)(衆議院提出)について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第40号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

○平成19年6月19日(火)(第6回)

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第39号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員東順治君から趣旨説明を聴き、
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第12号)について発議者参議院議員山下八洲夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月28日(木)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第39号)(衆議院提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第12号)
以上両案について発議者参議院議員山下八洲夫君、同江田五月君、同浅尾慶一郎君、
発議者衆議院議員後藤茂之君、同早川忠孝君、同東順治君、同大口善徳君、同西村康稔君、同佐藤茂樹君、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、
政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第39号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

[質疑者] 二之湯智君(自民)、櫻井充君(民主)、前川清成君(民主)、小川敏夫

君（民主）、西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（衆第39号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

○平成19年7月5日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。.
- 請願第496号外3件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費及び費用弁償額等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布

1 地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布できるものとする。

イ 都道府県知事選挙にあっては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 10万枚（当該都道府県の衆議院小選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに、1万5,000枚を10万枚に加えた数とし、その上限は30

万枚とする。)

- ロ 指定都市の長の選挙にあっては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出した2種類以内のビラ 7万枚
 - ハ 指定都市以外の市長選挙にあっては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出した2種類以内のビラ 1万6,000枚
 - ニ 町村長選挙にあっては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出した2種類以内のビラ 5,000枚
- 2 都道府県知事選挙については都道府県は、市長選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のイからハまでのビラの作成を無料とすることができます。

二、施行期日

この法律は、平成19年3月22日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

二、資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け

- 1 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の1件当たり5万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならない。
- 2 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の1件当たり5万円以上の支出について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成20年1月1日から施行する。ただし、一については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 一の規定は、施行前から引き続き所有している不動産については、適用しない。なお、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。
- 3 二の規定は、平成20年の収入及び支出に係る収支報告書から適用する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）

【要旨】

本法律案は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであって、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、衆議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加

- 1 衆議院名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説を行うことができるものとする。
- 2 衆議院名簿届出政党等に交付する標旗の数は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該選挙区において選挙すべき議員の数に相当する数とする。

二、参議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加

公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を、現行の3から6に増加する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して5日を経過した日から施行する。

②審査未了となった議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）

【要旨】

政治団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大並びに収支報告書の保存期間等の延長の措置を講ずるとともに、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等を制限しようとするものである。